

平成27年度予算の編成について

今、我が国の経済は再生に向けた正念場を迎えている。

安倍内閣の「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」を「三本の矢」とする新たな経済政策の取組により、経済の好循環がようやく動き始めた。しかし一方で、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減により、民間需要が伸び悩むなどの影響も出てきている。

こうした課題を乗り越え、景気回復への道筋を確かなものとしなければならない。そのためには、第三の矢である成長戦略のより一層の推進により、企業の活力を活性化させるとともに、需要の安定的な拡大にも取り組む必要がある。

さらに、直面する社会構造の変化にも向き合い、対応していかなければならない。

我が国は人口急減・超少子高齢社会へと確実に向かっている。このままでは、働く人より支えられる人が多くなり、十分な社会保障が行えなくなる恐れがある。さらに急激な人口減少により、国内市場の縮小、投資先としての魅力低下、イノベーションの不発等をもたらし、経済規模の縮小が社会全体の更なる縮小を招く「縮小スパイラル」に陥る可能性がある。

こうした流れを変えるためには、福祉分野以外にも、教育、社会保障、住宅、産業振興などあらゆる分野において、若者・子ども世代や次の世代のためになっているか、結婚しやすく子育てしやすい環境を実現する仕組みになっているかという観点から見直しを行う必要がある。

この重要な局面にあつては、国と地方がそれぞれの立場から、課題解決に向けて知恵を絞り、力を尽くしていかなければならない。

特に本県には、人口動態の変化など我が国の社会構造の変化に起因する諸課題を解決するための新たな社会モデルを構築すべく、取組を進めてきた実績がある。これらの取組をさらに深化させ、成功モデルを全国に向けて数多く発信していくことがこれまで以上に求められる。

そこで、平成27年度予算では、我が国が直面するこれらの課題解決のための取組を中心に編成することとし、次の3点を基本的な考え方とする。

まず第1に、「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現である。

本県はこれまで3大プロジェクトをはじめとする5か年計画12の戦略を推進してきた。計画4年目に当たる平成27年度は、その成果の具現化に直結する事業に重点的に取り組む。特に、3大プロジェクトについては、これまでの取組を踏まえ更なるステップアップを図り、全国にその成果を発信する。

また、地方が競い合って産業振興・雇用創出のための施策を展開する「通商産業政策の地方分権化」の取組を更に強化することにより、我が国経済の再生にも寄与していく。

第2に、超少子高齢社会を見据えた政策の断行である。

本年9月に発足した第2次安倍改造内閣では、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、人口減少・少子高齢社会への対応について内閣を挙げて取り組むことになった。本県ではこれまでも人口減少・少子高齢社会への対応を講じてきたが、これからの10年間は更に強い危機感をもって臨む必要がある。

本県には秩父などの中山間地域や小規模な町村からさいたま市などの大都市まで多種多様な地域が存在するため、公共施設や公共サービスの在り方について、それぞれの個性や特徴を踏まえた対応をとることが重要になる。

また、従来の子化対策に加え、若者が結婚し安心して子供が産めるよう、若年雇用の確保や質の高い医療・教育の整備など、子育て環境を総合的に整えていくことが必要である。

そのため、10年後の本県の姿を見据え、人口減少克服・地方創生の観点から各分野の施策を見直し、着実に対策を進める。県が対策のモデルを全国に発信することにより、民間や各自治体と協働して波及、拡大を目指す。

第3に、財政の健全性堅持である。

社会保障関連経費の増大などにより、本県財政は依然として厳しい状況が続いている。限られた財源を成長分野や新たな行政課題への対応に重点的に配分するには、既存事業について、当初見込んだ事業効果が得られていない事業、既に役割が失われている事業などを「やめる勇気」を持ってスクラップすることが必要である。施策の目的に立ち返って事業の有効性を常に検証し、新陳代謝を進め、これにより新たに確保された財源を重点分野に配分していく。

また、持続可能な財政運営を実現するため、県債発行について適切に管理し、臨時財政対策債等を除く自らコントロールできる県債残高を着実に減少させ、財政の健全性を堅持していく。

以上、基本方針を定めたので、下記により予算要求を行うよう、財務規則第4条の規定に基づき、命により通知する。

記

I 総括的事項

1 経費の見積り

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に「最少の経費で最大の効果」を上げることが念頭に置き、予算上の見積もりと決算との乖離を徹底的に分析するとともに、既存事業の取組成果を十分に評価・検証し、真に必要な事業量を見込むこと。

また、人口急減・超少子高齢社会の到来により生じる社会経済の構造変化を踏まえた上で、事業量を適正に見込むこと。

2 部局連携

複数の部局にまたがる政策課題については、担当する領域だけでなく、他部局が所管する分野にも積極的に意見・提案を行い、類似・重複事業をなくし真に必要な事業に転換できるよう、あらかじめ関係部局間で施策の協議・調整を十分に行い、部局連携による効果的な施策展開に努めること。

3 県民参加・官民協働

「自立自尊の埼玉」をつくるため、これまで以上に県民誰もが地域社会に積極的に参画できるような県民参加型のムーブメントによる施策展開で、成果を上げる仕組みを検討すること。

また、「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針（平成20年6月策定）」を踏まえ、県がつなぎ役となりNPOや民間企業、大学など地域の多様な力を結集して、様々な課題を解決していくための取組をより一層推進すること。

これらを通じて、民間活力の積極的な活用や民間の発想に基づく様々な手法を取り入れることなどにより、県業務の質的向上とコストの縮減を図ること。

4 事業構築に当たっての着眼点

新たに事業を構築する場合、県民ニーズをゼロから県が掘り起こすのではなく、県民の自発的な取組の萌芽を捉え、県のサポートによりその効果を高めるという切り口で検討すること。

この際、広い視野から市町村や民間事業者など施策分野における関係者の主体的な活動状況を把握し、問題の本質を分析した上で、必要最小限かつ最も効果的な手法で支援

する仕組みを検討すること。

5 新規事業における成果目標の設定

新規事業については、原則として、事業立ち上げの目的に照らしその効果を最も適切に捕捉できる成果目標を設定すること。成果目標には目標年次を区切り、可能な限り定量的な指標を採用するよう努めること。

6 既存事業の事業効果の検証

既存事業については、事業開始時の目的に立ち返り、事業効果を検証すること。成果目標のある事業はその進捗状況を確認し、現時点で成果目標が設定されていない事業についても、これまでの事業効果からその有効性を改めて検証すること。

社会情勢の変化などにより、当初見込んでいた事業効果が得られていない事業や、従来意図していた行政の役割が既に失われている事業については、平成 27 年度も本当に継続する必要があるか、ゼロベースで再度検討すること。

継続の必要性がないと判断した事業については、県施策の新陳代謝を進めるため「やめる勇気」を持って積極的に廃止し、成長分野や新たな行政課題に対応するための財源とすること。

7 スピード感のある県政運営

漫然と既存事業を継続するのではなく、実際に現場に出向き、県民の声に耳を傾け、その課題解決に向けて必要な場合には的確に予算に反映できるようスピード感のある県政運営を心掛けること。

また、事業効果を可能な限り早期に発現できるよう事前に関係機関との調整を十分に行い、年度当初から予算執行計画に基づき、早期に着手できるよう努めること。加えて、事業の進行管理の見える化を図り、進捗状況を的確に把握すること。

8 財源確保

厳しい財政状況を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、使用料・手数料や各種負担金等の特定財源の確保に努めるほか、県税納税率の向上や県有財産の利活用・売却など、自主財源の充実・確保に努めること。

また、県と県民、民間企業などが互いにメリットを享受できる仕組みの導入により、財源の共同負担など新たな歳入の確保を検討すること。

9 地方財政対策や国の予算編成等への対応

地方財政措置の有無についてよく確認をし、地方財政措置のないサービスや地方財政措置を超えたサービスを行っている場合についてはその必要性を十分に吟味すること。

また、今後の国の予算編成や地方財政対策の動向等に十分注意し、予算編成に的確に反映させること。

Ⅱ 予算見積りの考え方

1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、さらなる収入確保に努めること。ただし、見積りに当たっては過大とならないよう十分留意すること。

(1) 県税

経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確な判断により見積もること。また、引き続き納税率の向上に向けて取り組み、税収の確保に努めること。

(2) 国庫支出金

国の法律改正や制度改正、予算編成の動向を注視しながら、国との間で十分な事前協議を行うとともに、県の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、県負担に配慮の上、積極的な確保に努めること。

また、国等からの受託事業については、組織定数や人件費を含めた県業務への影響を踏まえ、その必要性を十分に検討し、重点化を図ること。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に則り、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。

また、国の法令、地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものについては、速やかに対応すること。

(4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、将来にわたって利用する予定のない県有財産については、財源の確保を図る観点から、県有資産マネジメント会議での議論を踏まえ、早期処分により財源確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入等

「埼玉県債権の適正な管理に関する条例(平成26年3月27日条例第4号)」に基づき、未収金の未然防止、債権回収の強化、困難事案の解決など債権管理の一層の適正化を図り、収入未済額の縮減に努めること。

(6) 県債

適債事業については、後年度の財政負担を考慮しつつ適切な県債の充当を見込むこと。

(7) 基金

設置当時の前提となった条件が大きく変化している基金については、廃止を含めて必要性を見直すこと。

また、国の経済対策により設置した基金については、活用期限が限られていることから積極的な活用に努めること。また、新たな状況の変化により、使途の拡大や要件の緩和などが必要と判断されるものについては、国へ要望するなど、限られた期間で可能な限り有効に活用できるよう努めること。

(8) その他の歳入

その他の歳入については、過年度の実績等を踏まえた確に積算すること。

2 歳出関係

各部局の歳出予算の要求上限額（要求枠）は、別途指示する額とするので、厳守の上要求すること。

また、既存事業については、主要見直しテーマにおいて再度検討することとなっているものなど課題解決に積極的に取り組み、事業の新陳代謝を促進すること。

(1) 平成 27 年度重点政策の方向性

基本方針で示したとおり、平成 27 年度における重点政策を構築する。

そのため、次に掲げる方向性に留意の上、要求すること。方向性に合致した事業については通常の要求枠とは別に要求できるものとする。（それぞれの方向性において示した項目は、その事業化の例として示したものである。）

各部局において、重点政策事業の具体化、及びその他の事業の検討に際し、これらを踏まえて事業スキームを構築し、本県の施策体系に厚みを持たせることを期待する。

ア 安心・成長・自立自尊の埼玉の実現

少子高齢化による社会構造の変化、経済のグローバル化、環境・エネルギーの制約などの時代の潮流に対し、地方の視点から時代を先取りし、5 か年計画の 12 の戦略を具現化してきた。

平成 24 年度から実施してきた「三大プロジェクト」は、これまでの 3 年間の成果を踏まえて全県に普及拡大させるなど次のステップへと事業展開を図るとともに、全国

にその成果を発信していく。

また「通商産業政策の地方分権化」については、国の専管事項と解されてきた『通商産業政策』に、本県が持つ人的・物的資源を最大限に活用して機動的に取り組み、地方の視点から時代を先取りした産業振興、雇用創出、人材育成を更に展開していく。

(7) 三大プロジェクトのステップアップ

① 埼玉エコタウンプロジェクト

- ・ 先行エコタウン市内における水平展開支援と全県展開に向けた取組

② 健康長寿埼玉プロジェクト

- ・ モデル市の取組から成果を上げる要素を整理し、推奨モデルとして県内市町村へ普及拡大

③ 埼玉版ウーマノミクスプロジェクト

- ・ 女性が少ない業界での女性の採用促進やスキルを持った女性の就業支援など、目に見える「女性の活躍」を埼玉から発信

(1) 通商産業政策の地方分権化の更なる展開

① 次世代産業・先端産業の支援

- ・ ナノテクノロジーなど次世代産業分野の実用化、製品開発

② 本県独自の通商政策・国際展開支援

- ・ マーケティングや販路開拓の支援、ビジネスネットワークの構築、製造拠点の海外進出支援

③ 本県独自の人材の確保・育成

- ・ 県内中小企業の人材不足対策の実施
- ・ 人材不足が深刻な業界の人材育成

④ 埼玉への人・企業の誘導

- ・ 圏央道地域や圏央道以北での新たな産業団地の整備
- ・ 外国人観光客の増加を図る多彩な観光づくりの推進

⑤ 分散型エネルギー社会の構築

- ・ 水素エネルギーの率先導入や利活用拡大の推進
- ・ 創エネ・省エネ・省CO₂対策の推進

⑥ 農林業の競争力の強化

- ・ 県産農産物の販売力強化
- ・ 民間企業等と連携した革新的技術の導入

イ 人口急減・超少子高齢社会を見据えた政策の断行

本県の平成25年度の合計特殊出生率は1.33と改善の兆しが見られるものの依然として低い水準にある。また、県内にはその率が1を下回る地域もあるなど、人口減少が一

段と加速している。そのため、これまでの子育て支援策に加え更に実効性のある施策を展開する必要がある。

また、本県は2025年までの今後10年間、後期高齢者人口が急激な勢いで増加を続け、介護・医療費の増大とともにそれを支える社会にも多大な影響が出ることが予想される。こうした課題に対し国に先駆けて取り組んできた三大プロジェクトや通商産業政策の地方分権化に加え、10年後（2025年）を見据え今から取り組むことで大きな混乱やダメージを受けないよう、全庁を挙げて一層の対応を図る。

- ① 実効性のある少子化対策
 - ・ 結婚マインドの醸成
 - ・ 結婚の夢をかなえる事業の推進
 - ・ 多子世帯向け保育環境や住宅支援の充実・拡大
- ② 減少を続ける生産年齢人口対策
 - ・ 埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進（再掲）
 - ・ 県内中小企業の人材不足対策の実施(再掲)
- ③ 超高齢社会に対応した保健・医療・介護
 - ・ 介護人材確保・定着の促進
 - ・ 医師確保・支援の取組強化
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築
- ④ 人口急減・超少子高齢社会に適した都市づくり
 - ・ 地域の活力を維持するための都市づくり
 - ・ 子育て世代や高齢者に優しい環境整備
- ⑤ 人口急減・超少子高齢社会を支える産業の育成
 - ・ 介護ロボットや医療機器等技術・製品開発等先端産業の支援
 - ・ 病気を予防する運動指導サービスなど健康産業の育成支援

ウ その他留意事項

- 現在国会で審議されている「まち・ひと・しごと創生法」の動向にも留意すること。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関連する重点政策の方向性に合致する取組については、大会組織委員会や東京都等の動向にも留意し適切に対応すること。
- 施策を推進する上で障害となる国の規制に対しては、特区申請をはじめとする規制緩和を国に求めること。
- 重点政策事業のパートナーとしてのNPO、地域に根ざした企業、地域経済の実態を知る金融機関、県内大学、研究機関、関係団体などと連携し相乗効果を発揮させること。

(2) 経費区分

事業の経費区分は次のとおりとする。各事業は既に定めた経費区分を変更できないものとする。

<<A 経費：経常的経費や内部管理的経費>>

- A - 1 : 算出方法が法定された義務的事業
- A - 2 : 全国一律の制度や協定等により負担が定められた事業
- A - 3 : 全額特定財源の事業
- A - 4 : 既設定の債務負担行為
- A - 5 : 内部管理的な経費
- A - 6 : 施設の維持運営費
- A - 7 : 県の委託施設に関する事業
- A - 8 : 国庫補助事業
- A - 9 : 県単事業

<<B 経費：政策的議論を徹底する経費>>

- B - 1 : 新規事業 (重点政策枠)
- B - 2 : 指定継続事業
- B - 3 : 一般継続事業
- B - 4 : 一般継続事業 (維持管理運営費等)
- B - 5 : 一般継続事業 (A 経費からの移行事業などキャップ率に配慮する事業)
- B - 6 : 人件費
- B - 7 : 公債費
- B - 8 : 扶助費
- B - 9 : 公共事業 (国庫補助等)
- B - 10 : 県単公共事業 (県単独・地方特定)
- B - 11 : 団体補助

(3) 経費区分ごとの要求上限額 (配分額) の流用

経費区分ごとに示された要求上限額の区分間流用については、別紙「平成 27 年度予算編成に係る要求上限額の流用について」のとおりとする。

(4) 審査方法

いずれの事業についても、知事審査後に予算案として確定するものであること。

(5) 個別経費の見積もり

(i) 義務的経費

公債費、地方消費税清算金、県税還付金、県税に係る市町村交付金、法令等に基づく義務的経費は、現行制度（制度の改正が見込まれるものは改正後の制度）により、その要求額を算定すること。

(ii) 投資的経費

○ 公共事業

公共事業については、客観的評価基準に基づく評価を踏まえ、投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行い重点化を図るほか、限られた財源でより大きな事業量の確保が可能となるようコスト縮減に努めること。

また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進捗調整、事業効果の事後評価等を徹底すること。

○ その他の投資的経費

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、当該事業の執行がより高い経済波及効果を生むよう手法の工夫を行うこと。

○ ファシリティマネジメント

県有施設については、現在策定中の「県有資産マネジメント基本方針（仮称）」を踏まえ、今後の大規模改修、設備更新を見据えた適正なファシリティマネジメントについて検討し、施設の長寿命化や維持管理コストの縮減、建替え、修繕費用の平準化を図ること。

また、将来のコスト削減につながるような予防的修繕についても積極的に検討を行うこと。

(iii) 外郭団体への支出

外郭団体については、その存在意義を検証し、在り方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性の発揮に向けて経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、補助及び委託の内容、方法など必要な見直しを行った上で、予算要求額を算定すること。

(iv) 公益的法人への派遣職員に係る人件費

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を適正に運用するため、派遣職員に係る給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当）につい

ては、原則として県から直接支給するものとして要求すること。

また、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、派遣職員については必要最低限の人員に精査すること。

なお、派遣職員の見直しにあたっては、事前に人事課や改革推進課と調整すること。

(v) 補助金

各種補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、次の考え方にに基づき、補助制度の在り方を個々の事業ごとに十分に精査・検証の上、積極的に見直しを行い、廃止又はサンセットルール（終期設定）を適用すること。

特に、国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、廃止を前提に見直すこと。

〔補助金見直しの考え方〕

- ・ 補助対象団体の自立性の促進
- ・ 成果指標の設定など補助成果の明確化
- ・ インセンティブの導入など成果が確実に高まる見直し
- ・ 負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・ 各種団体への人件費補助等の見直し
- ・ 類似・零細補助金の統合・廃止などの見直し

(vi) 市町村支援

県から市町村への財政支援については、地方分権を推進するため、市町村との役割分担、市町村の自主性・自立性のさらなる向上、県の行政目的に寄与しているかどうかという原点に立ち返って、補助金の統合や重点化、補助率の適正化、市町村の特性に応じた制度改正等を見直しを積極的に図ること。

なお、見直しにあたっては、市町村に対して事業の状況や県の財政状況等について説明の上、十分に協議調整を行い、相互理解と共通認識に立った見直しとなるよう留意すること。

(vii) 制度融資

既存の融資メニューについて、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえるとともに、市町村・民間においても同様のサービスが提供されていないかなど、制度融資の必要性を十分に検討すること。また、利子補給率や預託金利、損失補償割合等の各種条件についても直近の金利動向などを踏まえ見直しを行うこと。

また、融資枠については、過去の貸付実績や後年度の財政負担を十分考慮し、適切に

設定すること。

(viii) 情報システム

住民サービスの向上と業務改革の観点から、費用対効果を検証し、効率的なシステム運用を行うこと。また、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、新たなシステムの構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の財政負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

また、国や関係機関のネットワーク等に対する負担経費についても、積算内容を十分精査するとともに、必要性について検証を行うこと。

なお、情報システム課による「平成 26 年度情報システム評価」の結果を十分踏まえ、要求すること。

(ix) イベント・広報物

予算要求に当たっては、まず費用対効果の観点から必要性についてゼロベースで見直しを行うこと。

なお、普及・啓発のための講演会やシンポジウムに係る経費については、改革推進課策定の「講演会・シンポジウムの 5 箇条 (平成 25 年 7 月 29 日付け改革第 91 号改革推進課長通知)」を踏まえた要求とすること。

(x) 実行委員会方式による事業

「実行委員会による事業の見直しについて (平成 26 年 10 月 14 日付け改革第 156 号企画財政部長通知)」に基づき、事業のあり方や負担金の引下げ等について検討すること。

(xi) 高額備品の更新・導入

高額備品については、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえその必要性について見直すとともに、使用期間や使用頻度を精査し、購入だけではなくリースや他団体との相互利用など、費用対効果の観点から導入手法について検討すること。

(xii) その他

原則として、国の経済対策により設置した基金事業の終了に伴う県費単独事業への振替は認めないので、留意すること。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計

各特別会計においては、中長期的な事業計画を踏まえ、一般会計と同一歩調で改革を進めること。

5 公営企業会計

公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者にあつては、所管事業の経営状況及び今後の見通しを的確に把握し、事業収入の確保や中長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の推進等に努め、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

Ⅲ 予算見積調書の提出期限

平成26年11月5日(水)

予算見積調書の作成に当たっては、予算編成システムを使用すること。特に様式2「予算見積調書 その1」については、情報公開を前提に、県民から見て事業内容が理解できるように、記載内容の充実を図ること。また、県民参加や官民協働、民間活力及び職員のマンパワーの活用について検討を行い、その内容を様式2「予算見積調書 その1」に記載すること。

Ⅳ その他

- 重点政策枠に係る要求など本通知に関し疑義があるときは、事前に財政課と調整すること。
- 取扱いの細部については、別途通知する「平成27年度予算編成事務の取扱いについて(平成26年10月14日付け財第356号財政課長通知)」による。
- 参考添付した中期財政収支試算(平成27~29年度)にあるとおり、今後も厳しい財政状況が見込まれることを踏まえ、予算要求については精査を尽くすこと。

中期財政収支試算（平成27～29年度）

（単位 億円）

区 分	H 2 7	H 2 8	H 2 9
歳入 A	17,590	18,230	18,410
県税等	10,080	10,910	11,340
地方交付税等	1,790	1,770	1,760
県債	3,110	2,980	2,850
うち臨時財政対策債	1,950	1,930	1,920
その他歳入	2,610	2,570	2,460
歳出 B	18,600	19,270	19,400
人件費	6,250	6,190	5,750
公債費	2,790	2,950	3,080
扶助費	1,020	1,060	1,110
県税交付金等	2,410	2,910	3,330
投資的経費	1,670	1,640	1,500
その他歳出	4,460	4,520	4,630
差引 C (A - B)	△ 1,010	△ 1,040	△ 990

【推計の考え方】

●全般

各経費の積算については、現行制度のもと一定の伸び率を乗じる等機械的に算出したものであり、今後精査することで数値は変動する。

●歳入

① 県税等

内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（H26.7.25）の名目経済成長率を参考に推計した。
消費税率がH27.10.1から10%へ引き上げられることを前提としている。

② 地方交付税等

社会保障関連経費や臨時財政対策債の償還等の動向を踏まえ推計した。

③ 臨時財政対策債

地方交付税に合わせて推計した。

④ その他歳入

事業費の動向を踏まえ推計した。

●歳出

① 人件費

今後の児童・生徒数の増減による教員定数の動向などを踏まえ推計した。

② 公債費

過去に借りた県債と今後の投資的経費や臨時財政対策債等の動向を踏まえ推計した。

③ 扶助費

社会保障制度改革の影響や近年の事業費の伸びなどを踏まえ推計した。

④ 県税交付金等

県税収入に合わせて推計した。

消費税率の引上げに伴う地方消費税清算金（歳出）、地方消費税市町村交付金の増加を見込んでいる。

⑤ 投資的経費

今後予定されている主な事業の動向を踏まえ推計した。

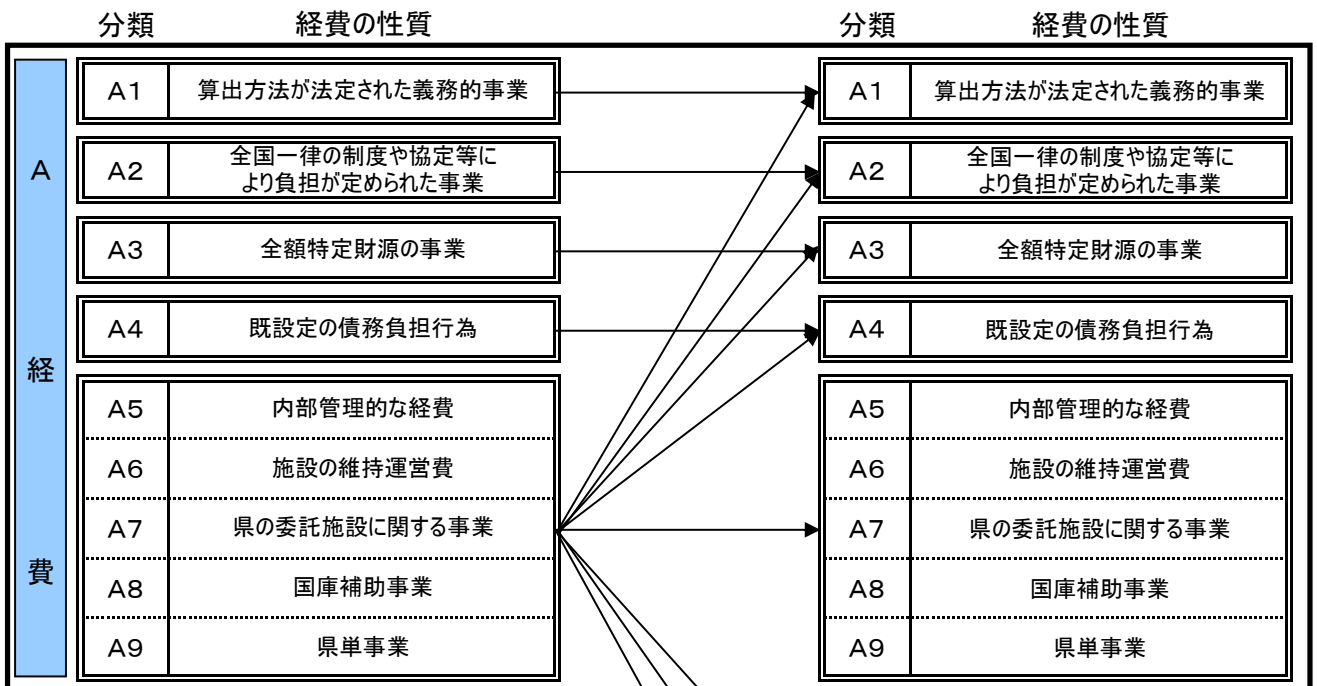
⑥ その他歳出

近年の社会保障関連経費の伸びなどを踏まえ推計した。

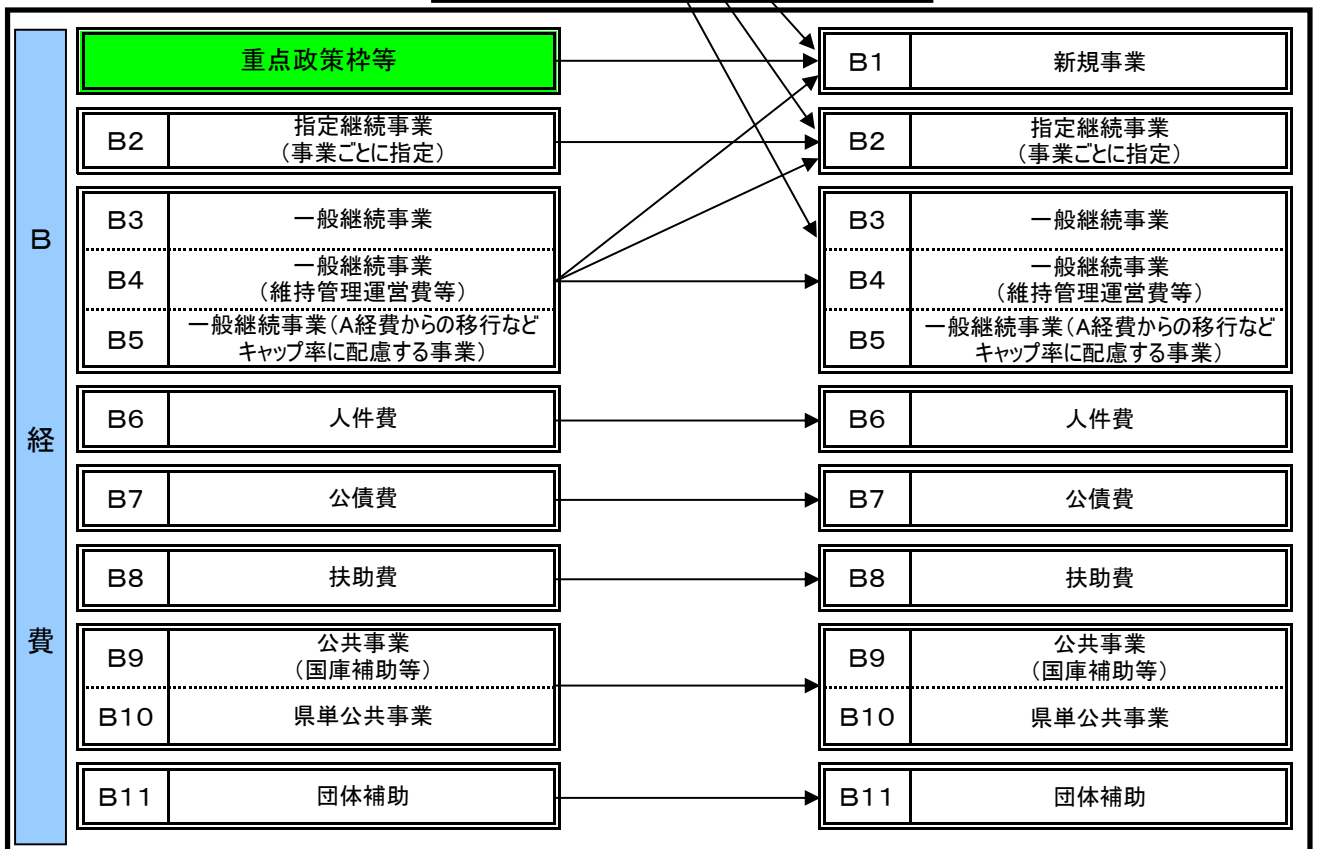
(別紙) 平成27年度予算編成に係る要求上限額の流用について

< 枠配分された財源の区分 >

< 使用可能な事業の区分 >



B経費からA経費への流用は禁止



凡例

→ 流用可

2重線枠内 流用可